



2022年5月13日

各 位

会 社 名 ソマール株式会社
代表者名 代表取締役社長 曾谷 太
(コード番号 8152 東証スタンダード)
問合せ先 総務部 部長 佐藤 弘人
TEL 03-3542-2160

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第75回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の目的

(1) 事業目的の記載の変更

今後の当社事業の展開に備えるため、現行定款第2条における事業目的の一部を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(火)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(火)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 8. (条文省略)</p> <p>9. <u>不動産の管理ならびに賃貸業</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10. <u>前各号に付帯関連する機械、機器装置およびその運転プログラムの設計、製作、販売、据付、仲立、賃貸業、調査、研究、開発、分析、測定、評価、技術指導の受託、エンジニアリング業、倉庫業、一般貨物運送業、通関代理業</u></p> <p>11. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. (現行通り)</p> <p>9. <u>不動産の売買、賃貸、交換、分譲、管理およびその仲介または代理業</u></p> <p>10. <u>宅地建物取引業</u></p> <p>11. <u>営業・経理・総務・人事・情報システム等に関する事務処理の指導、受託および請負</u></p> <p>12. <u>前各号に付帯関連する機械、機器装置およびその運転プログラムの設計、製作、販売、据付、仲立、賃貸業、調査、研究、開発、分析、測定、評価、技術指導の受託、エンジニアリング業、倉庫業、一般貨物運送業、通関代理業</u></p> <p>13. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------	--